

いししん の現況



群馬県医師信用組合

ごあいさつ



組合員の皆様方には、日頃より格別のご愛顧を賜り心より厚く御礼申し上げます。

このたび、平成24年度決算状況をまとめ、「いしんの現況」を発刊しましたので、当組合のご理解を深めていただく資料としてご高覧賜りたいと存じます。

当組合は設立以来、医療業界における相互扶助の精神に基づき、地域医療を支える先生方に身近でお役に立つ金融機関をめざしております。

今後とも医師会員の皆様方に充実した金融サービスをご提供できますよう、経営の健全性と基盤の強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど心からお願い申し上げます。

群馬県医師信用組合
理事長 鶴谷嘉武

経営理念

当組合は設立母体である群馬県医師会の特別事業の一環として位置づけられており、営業基盤を県内の医師会員と家族ならびに医療関連団体に置いております。したがって、医療業界の事情を十分に把握した専門金融機関として金融サービスの向上に努め、組合員との連帯・相互扶助の精神に支えられた姿勢を経営に反映し、組合員皆様の医業経営に貢献することを目指しております。

目次

ごあいさつ 1
 経営理念 1
 沿革 1
 組織図 1
 組合員の推移 1
 総代会について 2
 総代のご紹介 2
 役員 の 状 況 2
 職員 の 状 況 2
 平成23年度の事業概況 3
 貸借対照表 3
 損益計算書 7
 剰余金処分計算書 7
 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性 7
 主な計数・指標の推移 8
 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等 8
 資金収支その他経営諸比率 8
 預金者別残高 8
 預金種目別平均残高 8
 総資産利益率・総資金利ざや等 8
 受取利息及び支払利息の増減 8
 その他業務収益の内訳 9
 貸出金種類別平均残高 9
 貸倒引当金 9
 貸出金償却 9
 貸出金担保別・用途別・業種別残高 9
 リスク管理債権及び同債権に対する保全額 9
 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 10
 有価証券種類別平均残高 10
 有価証券の時価情報 10
 経費の内訳 10
 代理貸付残高 10
 内国為替の取扱実績 10
 諸手数料 10
 自己資本の充実の状況について 11
 《定性的な開示事項》 11
 《定量的な開示事項》 13
 法令の遵守体制 15
 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 16
 地域密着型金融への取組み状況(24.4~25.3) 16
 苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 16
 報酬体系について 18
 融資のご案内 18

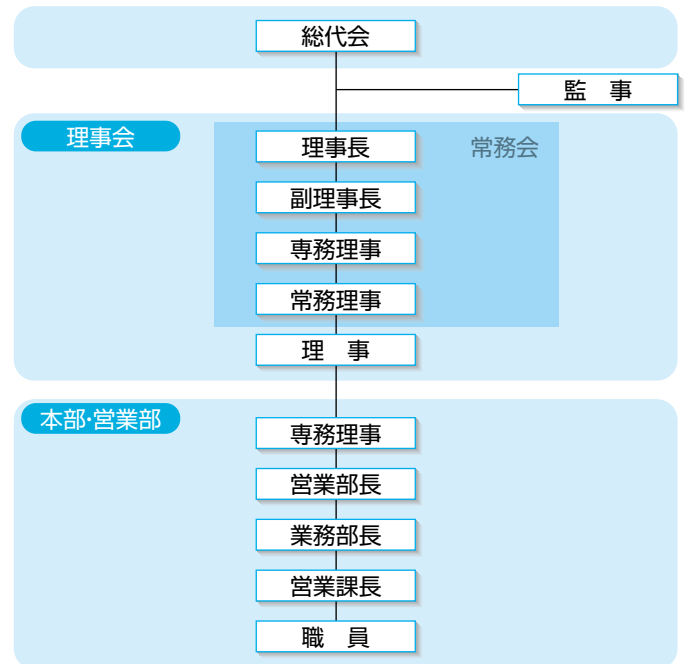
・店舗一覧	本店 前橋市千代田町一丁目7番4号
・地区一覧	群馬県全域
・1店舗当たり預金残高	1店舗営業につき省略
・1店舗当たり貸出残高	1店舗営業につき省略
・その他、当組合に該当しないため記載を省略した項目	
①自動機器の設置状況	⑥外貨建資産残高
②子会社の状況	⑦オフバランス取引
③信用組合の代理業者	⑧先物取引の時価情報
④財形貯蓄残高	⑨オプション取引の時価情報
⑤商品有価証券	⑩外国為替取扱実績
	⑪公共債販入実績
	⑫公共債引受額
	⑬会計監査人による監査

※記載金額等単位未満は切り捨てて表示しております。

沿革

- 昭和46年11月 群馬県医師信用組合設立 組合員数498名
初代理事長 羽生田進先生就任
組合事務所 群馬メディカルセンター本館1階
(団体加盟)
全国信用組合中央協会
全国信用協同組合連合会
- 昭和46年12月 営業開始
- 昭和48年 5月 第2代理事長に池上直一先生就任
- 昭和49年12月 医療金融公庫代理店契約締結
- 昭和50年 5月 第3代理事長に鶴谷孔明先生就任
- 昭和52年 3月 店舗移転(メディカルセンター本館1階から別館3階へ移転)
- 昭和58年 8月 自営オフライン・コンピュータ導入
- 昭和62年 5月 第4代理事長に太田武史先生就任
- 昭和62年10月 第5代理事長に家崎智先生就任
- 平成 2年 3月 店舗移転(メディカルセンター別館3階から現在の同2階へ移転)
- 平成 3年 3月 自営オンライン・コンピュータ導入
- 平成 7年11月 全国銀行内国為替制度に加盟
- 平成 9年 6月 ディスクロージャー誌 第1号発刊
- 平成11年11月 自己資本充実のため2億円増資を実施
- 平成11年12月 第6代理事長に赤沢達之先生就任
- 平成12年 4月 信用組合監督・検査事務が群馬県から国へ移管
- 平成12年 6月 員外監事制度導入(公認会計士、弁護士)
- 平成16年 3月 インターネット上にホームページ開設
- 平成17年 6月 第7代理事長に鶴谷嘉武先生就任
- 平成17年10月 店舗拡張リニューアル
- 平成18年 1月 信用組合共同センター加盟。基幹系電算システム移行センター処理開始
- 平成19年 3月 新自己資本比率規制スタート
- 平成20年11月 総預金150億円達成
- 平成22年 9月 総貸出金50億円達成
- 平成25年 3月 総預金200億円達成

組織図



組合員の推移

区 分	平成24年3月期	平成25年3月期	増減
個 人	921人	919人	△2人
法 人	277人	282人	5人
合 計	1,198人	1,201人	3人

総代会について

1. 総代会の仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権および選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営に参加することができます。しかし、当組合は組合員1,201名と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法および定款に定めるところにより「総代会」を設置しています。総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により、運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議がおこなわれます。

2. 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。
(1) 総代の選出方法
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各地区医師会毎に自ら立候補した方もしくは各地区医師会内の組合員10名

以上から推薦された方の中から、その地区医師会に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(推薦を含む)の数が当該地区医師会における総代定数を超えない場合は、その候補者(推薦を含む)を当選者として選挙は行っておりません。
(2) 総代の任期・定数
総代の任期は2年となっております。総代の定数は、100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区医師会の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

3. 総代の役割

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合に反映させる重要な役割を担っております。

4. 総代会の決議事項

第42期定時総代会の報告

総代総数102名のうち出席総代は72名(うち本人出席43名、委任状出席29名)で、各議案は全て承認。

決議事項

- 第1号議案 第42期(自平成24年4月1日～至平成25年3月31日)計算書類等および剰余金処分案承認について
- 第2号議案 第43期(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)事業計画案および収支予算案承認について
- 第3号議案 退職功労金の支払いについて

総代のご紹介

(敬称略:地区別五十音順)

地区	総代数	総代名									
前橋地区	29名	赤沢達之	我妻通明	石田 稔	今泉友一	梅枝定則	大竹諒長	小原沢弘	片平均	岸川一郎	清宮和之
		佐藤 泉	猿木和久	須田浩充	曾田健一	田中 義	中嶋宏治	中野榮喜	中屋光雄	野村洋二	萩原廣明
高崎地区	14名	有賀長規	平井明文	笹 真	丸山明信	三浦信明	望月和子	八木 茂	八木秀明	山田邦子	
		長島 勇	石橋英男	乾 純和	江原弘佳	大山克己	岡本克実	金子由之助	川上哲男	高木高臣	角田 隆
桐生地区	9名	飯山三男	大澤英夫	太田亨文	北川 洋	小暮晴一郎	細野 治	宮原茂子	村岡正治	山口隆久	
伊勢崎佐波地区	9名	五十嵐清人	大沢 誠	栗原龍雄	古作 望	佐藤 功	福井 正	本多隆一	美原 樹	山田俊彦	
太田地区	8名	有坂 實	伊藤眞一	小島 章	関口利和	中野正美	永田 清	堀越健太郎	李 雅弘		
群馬郡地区	3名	佐藤洋一	佐藤泰平	永井伊津夫							
渋川地区	5名	井口千春	川島 理	神保 進	高井 淳	中野正幸					
藤岡多野地区	7名	上原克昌	江原洋一	木村 康	小屋 淳	松山 仁	山崎恒彦	飯田 浩			
富岡市甘楽郡地区	3名	大竹雄二	保阪茂文	松田秀也							
安中地区	3名	正田弘一	高橋好一	真下正美							
吾妻郡地区	2名	加地啓甫	平田秀雄								
沼田利根地区	4名	国府田坦	白井 豊	角田 隆	平井裕一郎						
館林市邑楽郡地区	6名	川島康宏	小柳富彦	鈴木英司	竹越 亨	松本恵理子	真中千明				

任 期 平成26年5月10日

役員状況 平成25年6月25日現在

役職名	氏名	就任年月日	所属医師会等	代表非代表の別	常勤非常勤の別	担当部門
理事長	鶴谷 嘉武	平成17年6月23日	群馬県医師会	代表	非常勤	
副理事長	月岡 関夫	平成17年6月23日	群馬県医師会	代表	非常勤	
副理事長	佐藤 和徳	平成20年6月25日	群馬県医師会	代表	非常勤	
専務理事	梅村 重之	平成13年6月27日		代表	常勤	業務全般
常務理事	田中 義	平成13年6月27日	群馬県医師会	非代表	非常勤	
常務理事	須藤 英仁	平成17年6月23日	群馬県医師会	非代表	非常勤	
理事	中屋 光雄	平成23年6月28日	前橋市医師会	非代表	非常勤	
理事	有賀 長規	平成23年6月28日	高崎市医師会	非代表	非常勤	
理事	栗原 龍雄	平成15年6月25日	伊勢崎佐波医師会	非代表	非常勤	
理事	小島 章	平成19年6月27日	太田市医師会	非代表	非常勤	
理事	永井伊津夫	平成21年6月24日	群馬郡医師会	非代表	非常勤	

定款に定める理事数 13人以上18人以内、監事数3人以上4人以内
任 期 平成26年開催の定時総代会終結の時

役職名	氏名	就任年月日	所属医師会等	代表非代表の別	常勤非常勤の別	担当部門
理事	川島 理	平成24年6月26日	渋川地区医師会	非代表	非常勤	
理事	山崎 恒彦	平成23年6月28日	藤岡多野医師会	非代表	非常勤	
理事	保阪 茂文	平成17年6月23日	富岡市甘楽郡医師会	非代表	非常勤	
理事	田島 郁文	平成19年6月27日	吾妻郡医師会	非代表	非常勤	
理事	白井 豊	平成21年6月24日	沼田利根医師会	非代表	非常勤	
理事	川島 康宏	平成23年6月28日	館林市邑楽郡医師会	非代表	非常勤	
監事	大澤 英夫	平成23年6月28日	桐生市医師会	非代表	非常勤	
監事	正田 弘一	平成23年6月28日	安中市医師会	非代表	非常勤	
監事	桂川 保	平成12年6月21日	銚川保公認会計士事務所	非代表	非常勤	会計監査
監事	足立 進	平成12年6月21日	足立法律事務所	非代表	非常勤	業務監査

当組合は職員出身者以外の理事17名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

職員の状況

区分	前期末	当期末	増減(△)
職員数	5人	4人	△1人

(注)職員数には、アルバイト、パートおよび被出向者の職員は含んでおりません。

平成24年度の事業概況

当期のわが国経済は、復興関連需要などの内需に支えられたものの、海外経済の減速や日中関係の悪化などを受けて外需が振るわず、弱含んで推移しました。年末からは円高の修正が進んだことや米国経済の緩やかな回復が持続したことなどから、わが国経済も下げ止まりから持ち直しの動きがみられました。個人消費はエコカー補助金終了による反動減などで秋ごろ弱い動きもあったが、概ね堅調に推移しました。雇用情勢は厳しい状況が続く中で、前半は改善の動きがみられたものの後半は横ばいの情勢が続きました。

県内経済は、前半持ち直しの動きがみられたものの、秋以降は弱い動きが続きました。また個人消費は乗用車販売が堅調に推移し、住宅投資や民間設備投資は横ばい圏の動きとなりました。

金融面では、日本銀行が実質ゼロ金利政策を維持し、さらに資産買入等基金を増額する金融緩和策を繰り返し実施しました。こうした中で長期金利は低水準で推移しました。期末にかけては、新総裁のもと日本銀行による大胆な金融政策への期待から長期金利は一段と低下しました。

このような状況のもと、当組合は相互扶助の理念に基づき、組合員の役に立つ金融機関として積極的な業務運営に取組みました。

その結果、預金・積金は組合員のご信頼ご協力をいただき堅調に推移、前期比9億12百万円増加し、期末残高200億67百万円となりました。

また貸出金は医療業域信用組合の特性を活かした融資商品の提供や、貸出金利をできるだけ低くするなどに努めましたが残念ながら前期比2億56百万円減少し、期末残高は49億74百万円となりました。

収益面は、債券相場の低調推移等による減収を有価証券売却益などでカバーした結果、経常利益で89百万円、当期純利益を61百万円計上することができました。

そして、経営の健全性を示す代表的指標の自己資本比率は28.71%となり高水準を維持しております。

今後も、組合員の皆様が安心してお取引できる金融機関として、経営の健全性の確保と強固な経営基盤の確立に努めてまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

貸借対照表

(単位:千円)

科 目	資産の部		科 目	負債及び純資産の部	
	平成24年3月末	平成25年3月末		平成24年3月末	平成25年3月末
現金	36	48	預金積金	19,155,352	20,067,492
預け金	2,939,943	5,223,205	普通預金	4,237,352	4,515,426
有価証券	13,047,574	12,174,117	定期預金	14,409,297	15,025,035
国債	11,580,910	10,961,110	定期積金	508,702	527,030
地方債	1,260,944	1,108,517	その他負債	73,475	82,942
社債	205,620	104,390	未払費用	35,490	36,689
株式	100	100	給付補てん備金	866	812
貸出金	5,231,098	4,974,490	未払法人税等	22,502	34,784
手形貸付	231,450	43,600	前受収益	2,142	1,569
証書貸付	4,999,648	4,930,890	払戻未済金	4,196	1,761
その他資産	41,717	42,773	リース債務	5,652	4,407
全信組連出資金	8,000	8,000	その他の負債	2,626	2,918
未収収益	29,323	31,942	退職給付引当金	25,128	26,655
その他の資産	4,393	2,831	役員退職慰労引当金	12,770	16,070
有形固定資産	5,780	4,413	繰延税金負債	108,803	150,362
建物	115	77	債務保証	7,526	6,258
リース資産	5,588	4,273	負債の部合計	19,383,056	20,349,781
その他の有形固定資産	75	62	(純資産の部)		
無形固定資産	590	2,486	出資金	217,064	215,768
ソフトウェア	3	1,899	普通出資金	217,064	215,768
その他の無形固定資産	587	587	利益剰余金	1,343,768	1,400,641
債務保証見返	7,526	6,258	利益準備金	220,650	220,650
貸倒引当金	▲30,246	▲45,185	その他利益剰余金	1,123,118	1,179,991
(うち個別貸倒引当金)	(▲12,040)	(▲15,758)	特別積立金	1,074,000	1,104,000
			当期末処分剰余金	49,118	75,991
			組合員勘定合計	1,560,832	1,616,409
			その他有価証券評価差額金	300,131	416,416
			純資産の部合計	1,860,963	2,032,826
資産の部合計	21,244,020	22,382,608	負債及び純資産の部合計	21,244,020	22,382,608

注記事項

1. 記載金額は、円単位の表示のものを除き単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	6年～10年
その他	3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計算した額と、税法基準で計算した額のうち大きい方の額を引当することとなっております。本年度は貸倒実績率等に基づき計算した額を計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職による要支給額の100%相当額を計上しております。
7. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当該事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
8. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権
総額 490,886千円
11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務
総額 該当ありません
12. 有形固定資産の減価償却累計額 2,971千円
13. 貸出金のうち、破綻先債権はありません、延滞債権額は32,898千円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
14. 貸出金のうち、3か月以上の延滞債権は140千円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
15. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
16. 破綻先債権額、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,038千円であります。
なお、13.～15.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
17. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。



18.担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保に提供している資産 預け金 300,000千円(為替決済保証金)。

担保資産に対応する債務 借入金 なし。

19.出資1口当たりの純資産額 9,421円35銭であります。

20.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応 など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、本部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、本部においてALMに関する方針に基づき、理事会・常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的に金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会・常務会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理方針および管理規定に従い行われております。このうち、本部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金は簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

21.金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金	5,223	5,231	8
(2)有価証券	12,174	12,175	1
(3)貸出金 (*1)	4,974	5,018	44
貸倒引当金(*2)	▲45	▲45	—
	4,929	4,973	44
金融資産計	22,326	22,379	53
(1)預金積金	20,067	20,126	59
金融負債計	20,067	20,126	59

(*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、市場金利で割引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2)有価証券

債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については22.に記載しております。



(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(Libor、Swap等)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(Libor、Swap等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	0
組合出資金	8
合 計	8

組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

22.有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、が含まれております。以下24.まで同様であります。

(1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2)満期保有目的の債券

(単位:千円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
種類	貸借対照表計上額	時価	差額
地方債	138,307	139,621	1,313
時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
種類	貸借対照表計上額	時価	差額
地方債	—	—	—
合 計	138,307	139,621	1,313

(注)時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3)その他有価証券

(単位:千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	10,405,608	10,961,110	555,501
地方債	939,857	970,210	30,352
社 債	100,000	104,390	4,390
株 式	100	100	0
小 計	11,445,566	12,035,810	590,244
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	11,445,566	12,035,810	590,244

(注)貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

23.当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価格	856,740千円
売却益	58,280千円
売却損	— 千円

24.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	706,970	2,183,600	8,070,540	—
地方債	108,199	1,000,317	—	—
社 債	—	104,390	—	—
合 計	815,169	3,288,307	8,070,540	—

25.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
一般貸倒引当金繰入超過	3,743千円
個別貸倒引当金繰入超過	4,641千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	7,850千円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	4,733千円
未払事業税	2,126千円
貯蔵品	310千円
減価償却超過額	60千円
繰延税金資産合計	23,463千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金(評価益)	173,826千円
繰延税金負債合計	173,826千円
繰延税金負債の純額	150,363千円



損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成24年3月期	平成25年3月期
経常収益	248,645	288,866
資金運用収益	245,883	228,091
貸出金利息	72,175	64,749
預け金利息	1,797	5,788
有価証券利息配当金	171,590	157,234
その他の受入利息	320	320
役務取引等収益	963	914
受入為替手数料	914	873
その他の役務収益	49	41
その他業務収益	1,700	59,853
国債等債券売却益	—	58,280
国債等債券償還益	827	363
その他の業務収益	873	1,210
その他経常収益	97	6
その他の経常収益	97	6
経常費用	196,695	199,782
資金調達費用	60,148	53,676
預金利息	58,646	52,394
給付補填備金繰入額	1,502	1,281
その他の支払利息	163	204
役務取引等費用	3,881	3,999
支払為替手数料	692	699
その他の支払手数料	480	443
その他の役務費用	2,708	2,856
その他業務費用	440	391
国債等債券償還損	440	386
雑損	—	5
経 費	118,678	121,281
人件費	63,202	69,875
物件費	55,275	51,226
税金	200	180
その他経常費用	13,382	20,229
貸倒引当金繰入額	10,080	16,929
その他の経常費用	3,301	3,300
経常利益	51,950	89,084
特別損失	—	0
固定資産処分損	—	0
税引前当期純利益	51,950	89,084
法人税、住民税及び事業税	22,566	34,848
法人税等調整額	△ 4,481	△ 6,982
法人税等合計	18,085	27,866
当期純利益	33,865	61,218
繰越金(当期首残高)	15,253	14,773
当期末処分剰余金	49,118	75,991

(注)平成25年3月期の出資1口当たりの当期純利益は281円72銭であります。



剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	平成24年3月期	平成25年3月期
当期末処分剰余金	49,118,716	75,991,742
当期純利益	33,865,165	61,218,290
繰越金(当期首残高)	15,253,551	14,773,452
剰余金処分額	34,345,264	64,325,866
普通出資に対する配当金	4,345,264	4,325,866
(配当率)	(年2.0%)	(年2.0%)
特別積立金	30,000,000	60,000,000
繰越金(当期末残高)	14,773,452	11,665,876

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第42期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成25年5月20日

群馬県医師信用組合

理事長

主要な計数・指標の推移

(単位:百万円)

項目	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
預金残高	15,305	16,432	18,646	19,155	20,067
(常勤従業員一人当たり預金残高)	(2,550)	(2,738)	(3,107)	(3,192)	(4,013)
貸出金残高	4,458	4,764	5,190	5,231	4,974
(常勤従業員一人当たり貸出金残高)	(743)	(794)	(865)	(871)	(994)
預貸率(期末残高)	29.13%	28.99%	27.83%	27.30%	24.78%
預貸率(期中平均残高)	28.48%	28.98%	28.34%	27.79%	26.16%
有価証券残高	10,259	11,063	12,643	13,047	12,174
預証率(期末残高)	67.03%	67.32%	67.80%	68.11%	60.66%
預証率(期中平均残高)	67.62%	66.87%	63.95%	64.01%	59.24%
総資産額	17,076	18,293	20,544	21,244	22,382
純資産額	1,608	1,680	1,724	1,860	2,032
資金調達勘定 平均残高	14,800	15,973	17,590	18,958	19,789
資金運用勘定 平均残高	16,237	17,505	19,222	20,560	21,435
経常収益	255	250	251	248	288
業務純益	91	73	61	65	98
経常利益	69	70	57	51	89
当期純利益	46	41	40	33	61
自己資本比率	31.18%	29.84%	27.83%	27.33%	28.71%
組合員数	1,171人	1,187人	1,203人	1,198人	1,201人
出資金額	223	222	220	217	215
出資配当率/配当金額	2.0%/4	2.0%/4	2.0%/4	2.0%/4	2.0%/4
常勤従業員数	6名	6名	6名	6名	5名

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3. 店舗は本店のみにつき、1カ店当たりの預金及び貸出金残高は省略いたします。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位:千円)

科目	年度	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	25年度	21,435,354	228,091	1.06	
	24年度	20,560,294	245,883	1.19	
	うち貸出金	25年度	5,176,455	64,749	1.25
		24年度	5,269,811	72,175	1.36
	うち預け金	25年度	4,530,258	5,788	0.12
		24年度	3,146,923	1,797	0.05
	うち有価証券	25年度	11,720,639	157,234	1.34
		24年度	12,135,560	171,590	1.41
	うちその他受入利息	25年度	8,000	320	4.00
		24年度	8,000	320	4.00
	資金調達勘定	25年度	19,784,097	53,676	0.27
		24年度	18,958,615	60,148	0.31
うち預金積金		25年度	19,784,097	53,676	0.27
		24年度	18,958,615	60,148	0.31
うち借入金		25年度	—	—	—
		24年度	—	—	—

※預け金のうち無利息預け金は含んでおりません。

資金収支その他経営諸比率

(単位:千円)

科目	平成24年3月期	平成25年3月期
資金運用収益	245,883	228,091
資金調達費用	60,311	53,880
資金運用収支	185,572	174,211
役員取引等収益	963	914
役員取引等費用	3,881	3,999
役員取引等収支	△ 2,918	△ 3,085
その他業務収益	1,700	59,853
その他業務費用	440	391
その他業務収支	1,260	59,462
業務粗利益	183,913	230,589
業務粗利益率(%)	0.89	1.07

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

預金者別預金残高

(単位:百万円)

区分	平成24年3月期	構成比%	平成25年3月期	構成比%
個人	12,145	63.4	12,704	63.3
法人	7,010	36.6	7,362	36.7
一般法人	5,712	29.8	6,059	30.2
公金	1,298	6.8	1,303	6.5
合計	19,155	100.0	20,067	100.0
組合員以外の預金残高	1,583	8.26	1,531	7.63

(注) 組合員以外の預金については、総預金残高の20%相当額まで認められております。

預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種目	平成24年3月期		平成25年3月期	
	金額	構成比%	金額	構成比%
流動性預金	4,262	22.5	4,472	22.6
定期性預金	14,696	77.5	15,312	77.4
合計	18,958	100.0	19,784	100.0

総資産利益率・総資金利ざや等

(単位:%)

項目	平成24年3月期	平成25年3月期
総資産経常利益率	0.25	0.41
総資産当期純利益率	0.16	0.28
資金運用利回 A	1.19	1.06
資金調達原価率 B	0.94	0.88
資金利鞘 A-B	0.25	0.18

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

科目	平成24年3月期	平成25年3月期
受取利息の増減	6,937	△ 17,792
支払利息の増減	△ 8,409	△ 6,472

その他業務収益の内訳

(単位:千円)

科目	平成24年3月期	平成25年3月期
国債等債券売却益	—	58,280
国債等債券償還益	827	363
その他の業務収益	873	1,210
合計	1,700	59,853

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

科目	平成24年3月期	構成比%	平成25年3月期	構成比%
手形貸付	162	3.1	146	2.8
証書貸付	5,107	96.9	5,030	97.2
合計	5,269	100.0	5,176	100.0

貸出金担保別、用途別、業種別残高

(単位:千円)

項目	平成24年3月期	構成比%	平成25年3月期	構成比%
総貸出金残高	5,231,098	100.0	4,974,490	100.0
担保別				
不動産	2,240,266	42.8	2,493,713	50.1
信用保証協会・信用保険	0	0.0	0	0.0
組合預金積金	126,208	2.4	287,252	5.8
信用・保証	2,864,624	54.8	2,193,525	44.1
用途別				
運転資金	1,338,645	25.6	1,194,674	24.0
設備資金	2,933,947	56.1	2,828,939	56.9
その他(住宅消費等)	958,506	18.3	950,877	19.1
業種別				
開業医	2,465,649	47.1	2,437,358	49.0
医療法人等	1,551,662	29.7	1,648,272	33.1
医師会・関連団体	519,254	9.9	174,790	3.5
勤務医	553,733	10.6	586,550	11.8
医師家族その他	0	0.0	0	0.0
地方公共団体	140,800	2.7	127,520	2.5
組合員外の貸出	140,800	2.69	127,520	2.56

(注) 1. 一組合員に対する貸出金の限度額は、自己資本の25%以内とされています。
 2. 組合員は群馬県医師会々員とご家族、関係団体及び役員に限られております。
 3. 組合員外の貸出には国・地方公共団体への貸出も含まれております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区分	年度	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)
破綻先債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成23年度	1,990	—	1,990	100.0
延滞債権	平成24年度	32,898	17,140	15,758	100.0
	平成23年度	13,400	3,350	10,050	100.0
3ヶ月以上延滞債権	平成24年度	140	—	14	10.0
	平成23年度	25,214	4,774	0	18.9
貸出条件緩和債権	平成24年度	—	—	—	—
	平成23年度	26,700	14,678	0	54.9
合計	平成24年度	33,038	17,140	15,772	99.6
	平成23年度	67,304	22,802	12,040	51.7

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ. 会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ. 民事再生法の規定による再生手続開始の中立てがあった債務者、ハ. 破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ. 会社法の規定による特別清算の中立てがあった債務者、ホ. 手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
 3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から

貸倒引当金の内訳

(単位:千円)

項目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	平成25年3月期	18,206	11,221	—	—	29,427
	平成24年3月期	18,065	140	—	—	18,206
個別貸倒引当金	平成25年3月期	12,040	5,708	1,990	—	15,758
	平成24年3月期	2,100	9,940	—	—	12,040
合計	平成25年3月期	30,246	16,929	1,990	—	45,185
	平成24年3月期	20,165	10,080	—	—	30,246

貸出金償却額

(単位:千円)

項目	平成24年3月期	平成25年3月期
貸出金償却額	—	1,990

(注) 貸出金の償却は、破産および廃院先に対する貸出金のうち回収不能見込額に係る所定の措置であります。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:千円、%)

区分	年度	債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D)=(B)+(C)	保全率(D)/(A)	貸倒引当金引当率(C)/(A)-(B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成24年度	7,278	—	7,278	7,278	100.0	100.0
	平成23年度	15,390	3,350	12,040	15,390	100.0	100.0
危険債権	平成24年度	25,620	17,140	8,480	25,620	100.0	100.0
	平成23年度	—	—	—	—	—	—
要管理債権	平成24年度	140	—	14	14	10.0	10.0
	平成23年度	51,914	19,452	0	19,452	37.4	0.0
不良債権計	平成24年度	33,038	17,140	15,772	32,912	99.6	99.2
	平成23年度	67,304	22,802	12,090	34,842	51.7	27.1
正常債権	平成24年度	4,948,129	—	—	—	—	—
	平成23年度	5,171,794	—	—	—	—	—
合計	平成24年度	4,981,167	—	—	—	—	—
	平成23年度	5,239,098	—	—	—	—	—

不良債権比率	平成24年度	0.66%
	平成23年度	1.28%

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

- 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 5.「担保・保証等(B)」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 7.金額は決算後(償却後)の計数です。

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円)

項目	平成24年3月期		平成25年3月期	
	金額	構成比%	金額	構成比%
国債	10,628	87.6	10,434	89.0
地方債	1,306	10.8	1,162	9.9
社債	201	1.6	123	1.0
株式	0	0.0	0	0.0
外国証券	—	—	—	—
合計	12,135	100.0	11,720	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

経費の内訳

(単位:千円)

項目	平成24年3月期	平成25年3月期
人件費	63,202	69,875
報酬給料手当	56,584	63,178
退職給付費用	1,645	1,527
社会保険料等	4,973	5,169
物件費	55,275	51,226
事務費	19,571	20,362
固定資産費	6,686	6,609
事業費	13,176	9,601
人事厚生費	225	227
預金保険料	14,502	12,955
その他	1,113	1,472
税金	200	180
経費合計	118,678	121,281

代理貸付残高

(単位:百万円)

項目	平成24年3月期	平成25年3月期	備考
独立行政法人福祉医療機構	37	31	代理貸付額の20%相当額を組合が保証しております。
(同上債務保証額)	7	6	

(注) 債務保証の見返勘定は信用供与に代替する偶発債務でオフバランス取引に該当いたします。

諸手数料

種類	金額(円)	
振込手数料	3万円未満	400
	3万円以上	700
為替組戻手数料	600	
残高証明発行手数料	無料	
証書・通帳類の再発行	無料	
融資条件の変更	無料	

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

(単位:千円)

時価が貸借対照表計上額を超えるもの						
種類	平成24年3月期			平成25年3月期		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	282,338	286,776	4,438	138,307	139,621	1,313
社債	—	—	—	—	—	—
小計	282,338	286,776	4,438	138,307	139,621	1,313
時価が貸借対照表計上額を超えないもの						
種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
合計	282,338	286,776	4,438	138,307	139,621	1,313

- (注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

その他有価証券

(単位:千円)

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの						
種類	平成24年3月期			平成25年3月期		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	100	100	0	100	100	0
国債	11,580,910	11,199,714	381,196	10,405,608	10,961,110	555,501
地方債	978,606	939,799	38,807	939,857	970,210	30,352
社債	205,620	200,206	5,413	100,000	104,390	4,390
小計	12,765,236	12,339,819	425,416	11,445,566	12,035,810	590,244
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの						
種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株式	—	—	—	—	—	—
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—
合計	12,765,236	12,339,819	425,416	11,445,566	12,035,810	590,244

- (注) 1.貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
 2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

内国為替の取扱実績

(単位:百万円)

項目	平成24年3月期		平成25年3月期	
	件数	金額	件数	金額
他の金融機関向	3,969	7,405	4,009	7,125
他の金融機関から	2,949	4,957	2,816	5,478
合計	6,918	12,362	6,825	12,604

当組合の自己資本の充実の状況等について

《定性的な開示事項》

1. 自己資本調達手段の概要

- ・当組合の自己資本につきましては、群馬県内の医師・医療機関ならびにこれらに関連するお客さまによる（普通）出資金にて調達しております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- ・当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支予算に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

〔参考 平成25年3月末現在の自己資本比率は28.71%となっております。〕

3. 信用リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクを指します。
- ・信用供与業務の基本的な理念や手続き等を明示した「審査の基準」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
- ・個別案件の審査・与信管理にあたりましては、相互牽制機能、経営陣による審議に加え、員外監事による妥当性の検証などを実施しております。

【評価・計測】

- ・信用リスクの評価・計測は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、自己査定による債務者区分などの管理をしております。

【貸倒引当金の計算基準】

- ・「自己査定基準」および「償却・引当基準」の規定に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出された貸倒実績率を基に算出し引当をしております。

その結果については、員外監事の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

【リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

- ・リスク・ウエイトの判定基準は、適格格付機関が発表したものの中から、企業が適格格付機関に格付を依頼して取得した格付を使用しています。

適格格付機関：日本格付研究所（JCR）、格付投資情報センター（R&I）、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）、ムーデーズ・インベスターズ・サービス・インク。

- ・また、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

4. 信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

- ・信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。
- ・担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しており、担保や保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。
- ・与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
- ・当組合が扱う担保には、当組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、民間保証等があり、その手続については当組合が定める事務取扱要領および担保評価基準等により、適切な事務取扱および適正な評価・管理を行っております。
- ・なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合の預金積金が該当します。
- ・また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、当組合が定める事務取扱要領や担保差入証の約定等により、適切な取扱いに努めております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・当組合は、派生商品取引および長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- ・当組合は、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・オペレーショナル・リスクとは、事務事故・システム障害、不正行為等で損失が生じるリスクを指します。
- ・オペレーショナル・リスクは業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。
- ・事務リスクについては、厳正な事務手続きの整備、その遵守はもちろん、小規模組合の特性を活かした牽制機能の強化と事務検証など、事務品質の向上に努めております。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

- ・当組合は、基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

- ・当組合の銀行勘定における出資金及び株式エクスポージャーに該当するものは、すべて、当組合の運営に基づく、上部関連団体や関連組織に対する出資・株式であります。
- ・なお、同上への出資・株式は、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

【リスク管理態勢】

- ・金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。
- ・当組合は、定期的に評価・計測を行い、役員会等で、リスク状況を把握し、リスクを認識するとともに適切な対応を講じる態勢としております。
- ・具体的には、適正な評価・計測に基づき、自己資本に対する影響度等を測定し、リスクを管理可能、負担可能な範囲にコントロールしております。
- ・このように、当組合では、将来の金利変動に対するリスク管理を厳格に行い、経営健全化に取り組んでおります。

【リスク算定手法の概要】

- ・当組合では、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて、VaR法により金利リスク量を月次（前月末基準）単位で計測しております。
- ・この手法は、過去のデータを使って（観測期間）、一定の期間に（保有期間）、一定の確率で発生し得る（信頼区間）、最大の損失額を計測する手法です。

計測対象 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

計測手法 金利更改ラダー方式

金利ショック幅 99%タイル又は 1%タイル値

コア預金 対象:流動性預金全般

算定方法:①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期5年以内(平均2.5年以内)

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	金利リスク	
	平成24年3月期	平成25年3月期
	110百万円	67百万円

【自己資本の充実度の状況】

(単位:百万円)

資本に対する影響度		
自己資本額	1,612	…A
基準自己資本額	228	…B(リスクアセット5,717×4%)
(金利リスク)	(67)	(99%タイル値による金利変動額)
(信用リスク)	(119)	(貸倒見込相当額と仮定)
(オペレーショナルリスク)	(27)	(パーゼルII基礎的手法相当額と仮定)
リスク量計	213	…C
余裕自己資本額	1,171	…D(A-B-C)
余裕自己資本率	72.6%	…D/A



《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	平成24年3月期	平成25年3月期	項目	平成24年3月期	平成25年3月期
【自己資本】			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-	-
出資金	217,064	215,768	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	-	-
非累積的永久優先出資	-	-	控除項目不算入額	△	△
優先出資申込証拠金	-	-	控除項目計(D)	-	-
資本準備金	-	-	自己資本額[(C)-(D)](E)	1,574,693	1,641,510
その他資本剰余金	-	-	(リスク・アセット等)		
利益準備金	220,650	220,650	資産(オン・バランス)項目	5,410,439	5,375,231
特別積立金	1,104,000	1,164,000	オフ・バランス取引等項目	7,526	5,554
繰越金(当期末残高)	14,773	11,665	オペレーショナルリスク相当額を8%で除して得た額	342,087	336,597
その他	-	-	信用リスク・アセット調整額	-	-
自己優先出資	△	△	オペレーショナルリスク相当額調整額	-	-
自己優先出資申込証拠金	-	-	リスク・アセット等計 (F)	5,760,053	5,717,383
その他有価証券の評価差損	-	-			
営業権相当額	△	△			
のれん相当額	△	△			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△	△			
基本的項目(A)	1,556,487	1,612,083			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-			
一般貸倒引当金	18,205	29,427			
負債性資本調達手段等	-	-			
負債性資本調達手段	-	-			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	-	-			
補完的項目不算入額	△	△			
補完的項目(B)	18,205	29,427			
自己資本総額[(A)+(B)](C)	1,574,693	1,641,510			
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	-	-			
負債性資本調達手段及びこれに準じるもの	-	-	単体Tier1比率(A/F)	27.02%	28.19%
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準じるもの	-	-	単体自己資本比率(E/F)	27.33%	28.71%

(注)「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成24年3月期		平成25年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスクアセット・所要自己資本の総合計	5,417	216	5,380	215
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	5,417	216	5,380	215
(I)ソブリン向け	-	-	-	-
(II)金融機関向け	588	23	1,045	41
(III)法人向け	1,822	72	1,408	56
(IV)中小企業等・個人向け	222	8	227	9
(V)抵当権付住宅ローン	116	4	98	3
(VI)不動産取得等事業向け	-	-	-	-
(VII)3カ月以上延滞等	68	2	0	0
(VIII)上記以外	2,598	103	2,600	104
ロ.オペレーショナルリスク	342	13	336	13
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	5,760	230	5,717	228

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、わが国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本及び利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが、150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナルリスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナルリスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

$$\text{単体総所要自己資本額} = \text{単体自己資本比率の分母の額} \times 4\%$$

自己資本比率について

- ・自己資本比率とは、資産額に占める自己資本額の割合で、信用協同組合等の自己資本比率は4%以上が必要とされています。
- ・この計算に用いる資産額は、貸借対照表に計上された額そのままではなく、保有している資産の種類や安全性の度合いごとに応じた掛け目（リスク・ウェイト）を乗じてリスクとなる額（リスク・アセット）を算出し、またオペレーショナル・リスクについては粗利益に一定の倍率を乗じて算出し合計したものです。
- 例えば、現金や国債、地方債などは安全性に問題ない資産としてリスク・ウェイトは0%で、リスク・アセット額もゼロとなり、また民間向けの貸出金は信用力に応じてリスク・ウェイトが細かく定められています。
- ・当組合の当期末の自己資本比率は28.71%であり、国内基準の4%を上回る高い安全性・健全性を維持しております。

3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

①信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3カ月以上延滞 エクスポージャー	
			うち貸出金及び オフ・バランス取引		うち債券		うちデリバティブ取引			
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	3,040	5,223	—	—	101	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4,024	4,045	4,024	4,045	—	—	—	—	25	0
その他のサービス業	519	213	519	213	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	12,690	11,736	140	127	12,521	11,583	—	—	—	—
個人	553	595	553	595	—	—	—	—	—	—
その他	35	49	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	20,865	21,861	5,238	4,980	12,622	11,583	—	—	25	0
1年以下	7,017	9,766	3,693	3,735	400	806	—	—	—	—
1年超3年以下	2,438	3,006	436	336	2,001	2,669	—	—	—	—
3年超5年以下	1,924	750	305	250	1,618	499	—	—	—	—
5年超7年以下	2,134	2,397	237	199	1,896	2,197	—	—	—	—
7年超10年以下	5,392	5,638	301	234	5,098	5,409	—	—	—	—
10年超	1,866	214	261	214	1,605	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	24	16	1	7	—	—	—	—	—	—
その他	64	73	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	20,865	21,861	5,238	4,980	12,622	11,583	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3カ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、有形固定資産、無形固定資産等が含まれます。

4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年3月期	18	11	—	—	29
	平成24年3月期	18	0	—	—	18
個別貸倒引当金	平成25年3月期	12	5	1	—	15
	平成24年3月期	2	10	—	—	12
合計	平成25年3月期	30	16	1	—	45
	平成24年3月期	20	10	—	—	30

③リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成24年3月期		平成25年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0	—	12,690	—	11,736
10	—	—	—	—
20	—	2,940	—	5,227
35	—	333	—	280
50	—	—	—	—
75	—	289	—	307
100	101	4,340	—	4,019
150	—	47	—	0
350	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	101	20,639	—	21,570

(注) 1.格付は、適格格付け金融機関が付与しているものにかぎります。
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しております。

4.信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		124	284	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		106	275	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		5	8	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		—	—	—	—	—	—
⑦3ヶ月以上延滞等		—	—	—	—	—	—
⑧上記以外		12	—	—	—	—	—

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する項目はありません。

7.出資金等エクスポージャー

①出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分		出資等エクスポージャー							
		貸借対照表計上額	うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの			
			貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
上場株式	平成24年3月期	—	—	—	—	—	—	—	
	平成25年3月期	—	—	—	—	—	—	—	
非上場株式等	平成24年3月期	8	—	—	—	—	—	—	
	平成25年3月期	8	—	—	—	—	—	—	
合計	平成24年3月期	8	—	—	—	—	—	—	
	平成25年3月期	8	—	—	—	—	—	—	

(注) 貸借対照表計上額は、期末時点における市場価格等に基づいております。

②子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

当組合は該当する子会社および関連会社はありません。

③出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
出資等エクスポージャー	平成24年3月期	—	—	—	—
	平成25年3月期	—	—	—	—

法令の遵守体制

法令の遵守(コンプライアンス)とは、法令や様々なルール、組合内の諸規定を守り行動し不正のない健全な組合を構築し、社会的使命を果たすとともに組合員みなさまの信頼にお応えすることであります。

当組合では「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、その中で「行動綱領」や「法令等遵守規程」等を定め、役職員一人ひとりが法令の遵守の徹底を図っております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

○中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合は、医療業界の専門金融機関として、従来から金融サービスの向上に努めてまいりました。

さらにこれまでの取組を踏まえ、金融仲介機能の更なる充実を図るためご利用の先生方からのご融資に関するご相談について、適切かつ丁寧な対応に努め、迅速かつ的確に対応するための取組を強化することとしております。

○取組状況

当組合は、先生方のライフサイクルに応じ、ご開業、医院継承支援や後継者育成のための教育支援など、担保保証人条件を緩和した、特定目的ローンを随時新設するなど、先生方のニーズにあわせたご利用しやすい商品の提供につとめております。

またご融資審査にあたり地域医療の特性や診療科目による経営特徴を参考に柔軟な対応を図っております。

先生方のお申出に対しては店内窓口のほか、極力診療所・ご自宅等へ訪問し丁寧な説明を行い対応しております。

地域密着型金融への取組み状況(平成24年4月～平成25年3月)

1.項目	(1)ライフサイクルに応じた開業医、勤務医等の支援強化 事業承継・開業支援	(2)事業価値を見極める融資、医療業に適した資金供給手法の徹底 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等	(3)地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献 地域活性化につながる多様なサービスの提供、資金供給
2.タイトル	医業承継・新規開業・教育資金負担軽減への支援	資金供給手法の拡大	医療関連団体への積極融資等地域医療の充実支援
趣旨	医業者のライフサイクルで最も資金の必要な時期に、金利や返済期間を優遇し、負担軽減を図る。	不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進とより利用しやすい融資制度の創設、既存商品の改善・見直しを図る。	収益重視の金融機関では取扱い困難な、医業インフラ整備を目的とした地域医療充実に役立つ金融面での貢献。
3.取組み内容	・新規開業ローンによる勤務医の開業支援 ・事業承継ローンによる医業後継者への承継支援 ・教育ローンによる組合員の高額な教育資金負担に対する支援	・定性情報を重視した融資。 ・担保、保証人条件に過度に依存しない審査体制。	1.医療関連団体(地区医師会等)への積極融資 2.看護学校の整備、産婦人科医・助産師不足、小児科医不足対策などに関わる資金の積極融資 3.診療所と居宅を併設する場合の低利・長期融資(診療所・居宅一体型ローン)の取扱い継続 4.病医院の看護職員確保のための育英資金融資制度の創設(21年9月)
4.実績	新規開業ローン 取扱いなし 事業承継ローン 取扱いなし 教育ローン11件/75百万円	・無担保融資 1件/6百万円 医療機器ローン 6件/22百万円 オートローン 14件/71百万円 ・25年2月創設 リニューアルローン 1件/5百万円	1.1件/17百万円 2.取扱いなし 3.4件/233百万円 4.2件/1.5百万円

当組合の地域貢献

当組合は、群馬県の医業関係者を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の医業経営に関する事業の発展に寄与しており、ひいては地域住民の医療および健康管理にも貢献しております。

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

*苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

当組合へのお申出先

「本店」にお願いいたします。

本店 営業部長または営業課長

住 所：前橋市千代田町1-7-4 受付時間：午前9時～午後5時

電話番号：027-233-7306 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)

苦情等のお申し出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています(詳しくは、当組合本店へご相談ください)。

名 称	群馬地区しんくみ苦情等相談所 (社)群馬県信用組合協会)	しんくみ相談所 (社)全国信用組合中央協会)
住 所	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1(群馬県中小企業会館)	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1
電話番号	027-232-3120	03-3567-2456
受付日 時 間	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00	月～金(祝日及び金融機関休業日を除く) 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合本店またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

例えば、埼玉弁護士会の仲裁センター（現在、群馬は無し）に事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

例えば、お客様は、群馬弁護士会にお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

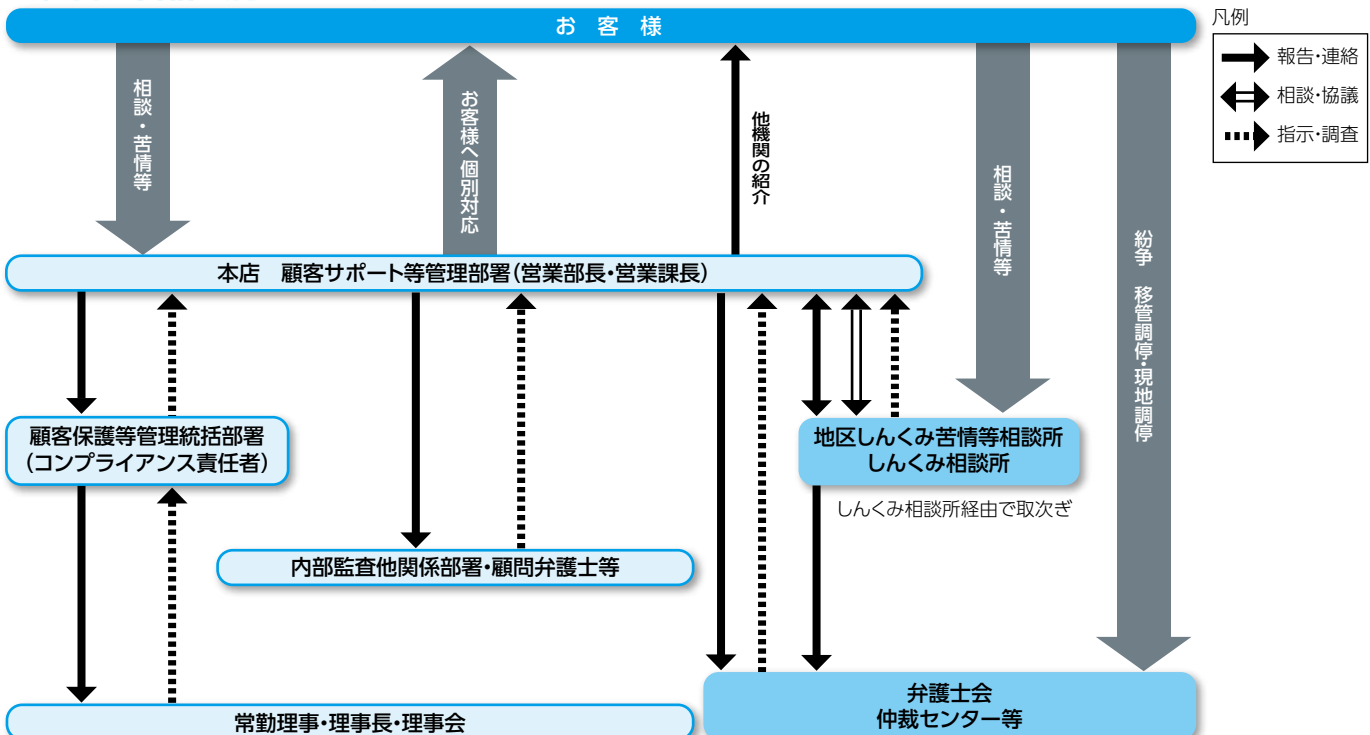
* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本店で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、営業部長が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、必要な調査を行って苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

当組合の苦情受付・対応態勢 (平成25年4月1日現在)



報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位等を勘案し理事会において決定しております。

また監事報酬につきましては監事の協議により決定しております。

【賞与】

理事、監事に対して賞与は支給しておりません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退職時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 平成24年度における役員に対する報酬

(単位:千円)

区分	当期中の報酬額	総代会で定められた報酬限度額
理事	22,897	25,000
監事	4,300	7,000
合計	27,197	32,000

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事17名、監事4名です。

(3) その他

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別にさだめるものを定める件」平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「諸給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

いしん融資のご案内

平成25年7月1日現在

	種別等	利率(年)	備考
	一般融資 (事業用・個人用)	1年以内	0.90%
		3年以内	1.00%
		5年以内	1.10%
		10年以内	1.20%
		20年以内	1.40%
事業用	新規開業ローン (当初2年以内元金返済据置可)	25年以内	1.25%
	事業継承ローン (当初1年以内元金返済据置可)	10年以内	1.00%
	診療所・居宅一体型ローン (当初2年以内元金返済据置可)	30年以内	1.00%
	リニューアルローン	10年以内	0.90%
		5年以内	0.90%
	医療機器ローン	10年以内	1.20%
		10年以内	一般融資利率 -0.10%
	オートローン	7年以内	1.10% 但し"エコカー"は0.90%
	無担保融資制度	5年以内	0.95%
	季節資金	1年以内	0.90%
ドクターサポートローン	5年以内	2.20%	
個人用	住宅ローン	30年以内	1.25% 生保付 +0.30% 三大疾病付 +0.40%
	教育ローン 医学部入学の場合・当初6年以内元金返済据置可	20年以内	一般融資と同率 但し担保付 基準-0.3% 生保付 基準+0.3%
	フリーローン	10年以内 (500万円以下の場合5年以内)	2.70%

※利率は「変動金利」(季節資金・フリーローン除く)ですが、相互扶助の観点から低めの設定にしております。

※ご融資には審査があります。その結果ご利用いただけない場合もありますので予めご了承ください。

※個人でのお借入の際、ご希望により「団体信用生命保険」のご利用もできます。詳しい取扱につきましてはお気軽にご相談ください。

※住宅、教育、オートローン、フリーローンは勤務医の先生も限度額までご利用できます。

